

## 第7回浦安市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 平成26年9月26日（金） 18：30～20：00

2. 開催場所 浦安市文化会館中会議室

### 3. 出席者

（委員）大日向会長、柏女副会長、池島委員、福廣委員、森山委員、  
田村委員、中川委員、西田委員、中島委員、梶川委員、宮原委員

（事務局）こども部	金子部長、石井次長
こども家庭課	本田課長、三代川課長補佐、小澤副主幹、山田、鈴木
保育幼稚園課	岡本課長、熊川課長補佐、伊藤副主幹、飯塚係長
青少年課	岡部課長、岩井課長補佐、近藤係長
こども家庭支援センター	藤平所長、竹内
こども発達センター	上林所長
東野児童センター	河野所長

### 4. 報告

- 1) 各基準条例の成立について （資料7-1-1 資料7-1-2 資料7-1-3）
- 2) 特定教育・保育施設の「確認」について （資料7-2）

### 5. 議事

- 1) （仮称）浦安市子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に関する規則骨子案について  
（資料7-3）
- 2) （仮称）浦安市子ども・子育て支援事業計画骨子案について （資料7-4）
- 3) その他  
次回会議の案内について

## 会議経過

### 1. 開会及び報告

～配布物の確認、情報公開について～

会 長：本日は報告事項が2件、議事が3件です。  
それでは、事務局から報告をお願いします。

### 2. 報告 各基準条例の成立、特定教育・保育施設の「確認」について事務局より説明

会 長：ただいまの報告についてご意見、ご質問は無いようなので、報告事項については以上とします。それでは、続いて議事に入ります。

### 3. 議事1 (仮称) 浦安市子ども・子育て支援法及び児童福祉法の施行に関する規則骨子案について事務局より説明

- 副会長 : 資料7-3の3ページにある利用手続きに関係して質問します。今後、保育所等の入所や利用にあたっては、どのような基準で、どう認定されたかという重要事項の説明が必要になると思うが、その説明をどのように行っていくお考えか教えてほしい。
- 事務局 : 毎年、認可保育園の入園案内の冊子を作成しており、平成27年度版に今説明した内容や制度の変更点などを盛り込む予定でいます。それを市役所の他、現在入園しているお子さんのきょうだいが入園する場合もあるため、保育園にも設置する予定でいます。
- 副会長 : それが運営基準でいう所の重要事項説明に該当するという理解でよろしいですか。
- 事務局 : 入園面に関してはそう考えます。運営面に関しては別途、市からお知らせを行うことになると思います。
- 委員 : 保育短時間について伺います。現行制度では午前8時30分より前の延長保育は利用ができないため、9時の就業に間に合わず、結局その制度を使えないという声をよく聞きます。新制度に移行後は、午前8時30分より前の時間帯に延長保育が使えるようになるのか。
- 事務局 : はい。保育短時間認定の場合、30分だけ月極か日払いかのトータルで料金の上限が決まるため、その分の延長保育料を頂いて保育をする形になると思います。
- 委員 : それは利用日数に関係しないのですか。
- 事務局 : 基本的には、認定の際に申請された就労日数に応じて、利用可能になると考えます。
- 委員 : 今あるような、通年利用・非定型利用というような枠ではなくなるということですか。
- 事務局 : はい。月の就労時間が64時間の下限以上であれば、そのような形で利用可能です。
- 委員 : 分かりました。
- 事務局 : 上限について補足説明をします。保育短時間では(月の就労時間)120時間が上限となっています。それはあくまで就労証明書に基づいた認定時間です。
- 委員 : 利用調整基準の調整点は、より厳しい家庭環境に置かれた人を救うことを意図に加点されたという理解でよろしいですか。単身赴任については、赴任先が関東以外に限定されましたが、千葉県内でも意外と遠い所もあると思います。
- 事務局 : 交通の利便性にもよるので、地域を限定するという判断は難しい所です。県内でも実際にはとても遠い場合や、逆に関東圏外であるのに近い場合もあるかもしれませんが、この部分については地域で一区切りするというようにしています。
- 会長 : それでは議事1は以上とします。

### 4. 議事2 (仮称) 浦安市子ども・子育て支援事業計画骨子案について事務局より説明

- 会長 : ただいまの説明についてご意見、ご質問があればお願いします。
- 副会長 : 意見を数点述べさせていただきます。まずは計画の名称です。例えば、児童虐待から子どもを守るための条例が「浦安市の子どもをみんなで守る条例」となっているよう

に、分かりやすい名称にしてはどうか。この計画は、子ども・子育て支援事業計画以外の事項も含まれている総合計画だと思うので、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」を副題にして、計画の名前自体はもう少し柔らかく、例えば「浦安の子どもをみんなで育む計画」としてはどうか。

続いて、22ページ「確保方策の内容」の最後の「認可保育園の整備を進めます。」という箇所は、必ずしも認可保育園に限らず、幼保連携型認定こども園でも構わないと思いますので、「認可保育園・幼保連携型認定こども園の整備を進めます。」に修正してはどうか。

29ページ「事業一覧・概要」は実施場所で内容を分けたと説明がありましたが、事業名を「幼稚園の一時預かり」としてしまうと、幼稚園で行う一時預かり事業（預かり保育）との区別がつかなくなります。ここは例えば、一番上から「保育園で実施する一時預かり」「幼稚園で実施する一時預かり」「一時預かり専用施設で実施する一時預かり」とした方が誤解を防げるのではないかと思います。

35ページまでは、法定13事業のうち11事業が挙げてあり、実費徴収に係る補足給付を行う事業と多様な主体が本制度に参入することを促進ための事業が入っていません。例えば、「国の動向や認定こども園への移行状況を踏まえ、計画期間内に実施の必要性を検討する」という言い方にして13事業のすべてを載せた方が良いと思います。

36ページ、①の上から3行目に「今後も公立幼稚園を段階的に認定こども園へ移行するよう検討を進めます。」とあります。ここは「公立保育所」についても検討を進めることが大事だと思いますので、ご検討いただければと思います。

38ページの任意記載事項は、次回会議で提示があると伺いました。項目6については、県計画の状況を踏まえて記載するとのことでした。保育の人材確保の問題では、浦安市の場合、特に東京都に人材が流れているという話も聞いています。県における人材確保方策等についての検討状況を踏まえ、必要ならば独自の人材確保方策を記入いただけると嬉しいです。障がい児施策については、障がい者福祉計画と調整を行ったうえで、量の見込みなどについても触れていただくよう要望します。

48ページの事業番号20の「認可保育園の整備」は、量を確保していくためには認可保育園に限らず幼保連携型認定こども園であっても良いと思うので、「認可保育園・幼保連携型認定こども園の整備」とすることもご検討ください。

49ページの事業番号23について、浦安市独自の指針（就学前「保育・教育」指針）について説明がありました。認定こども園法に基づく「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が新たに策定される中で、この指針そのものを改訂することは検討しなくても良いのでしょうか。これは課題提起です。特に検討する必要がないということであれば結構です。

64ページの事業番号61「こども発達センターの充実」について。今後間もなく、こども発達センターが児童発達支援センターになると、国の制度改革で保育所等訪問支援、障がい児相談支援事業者の指定などが義務化されていくと思いますし、特定相談支援事業などについても指定を受けるということが大事になってくるかと思っておりますので、

この事業についても今後の障がい者福祉計画との調整のなかで、必要に応じて加筆修正をしていただければと思います。

79ページ、第7章の始めに様々な協働の視点を入れていただいたのは大事なことだと思います。あわせて、庁内組織の連携も必要だと思いますので、「事業推進にあたっては庁内関係部署と連携を図る」ということも述べた方がと良いと思います。

80ページ以降には、資料編が入るかと思います。例えば、第6章で子ども・子育て支援関連事業と担当課がそれぞれ掲載されているものを市民の方が見た時に、組織の全容が分からないと思うので、資料編に庁内組織図を入れると分かりやすいと思います。また、資料編には会議のメンバー、開催経緯、ニーズ調査、ヒアリング調査の結果なども併せて掲載されるかと思うが、先ほど事務局から説明があった満足度調査だけではなく、基礎調査の質問項目「浦安市が子育てしやすいまちだと思うか」に関連した調査結果も入れていただきたいと思います。以上です。

会 長 : 次回までの検討課題として出していただいたと思います。ありがとうございます。

委 員 : 16ページの「子育て・親育ち」は、先ほどの事務局の説明では、子ども自身が自らの力で健やかに成長していくための環境をつくり、親自身もそれを見守ることができるように成長するという内容でした。「子育て・親育ち」とは、聞き慣れない言葉なので、その説明を前段の文章の中に入れるとイメージしやすくなると思います。もちろん今の文章でも「浦安市で子どもたちが伸びやかに育ち」とは書いてありますが、「親育ち」に関してはあまり触れられていません。市の重点施策でもありますので、もう少し分かりやすく表現されたら良いと思います。

委 員 : 29ページの一時預かりについてです。先ほど、保育園での一時預かりの非定型を使う場合、現行では8時30分より前は預けられないという話をしました。月の就労時間が64時間未満の場合には、やはりこの非定型保育を使うことになるとと思いますが、この場合の時間制限は現行と同じでしょうか。

事務局 : 今まで市では（月の就労時間）75時間が入園認可の下限でしたが、64時間になりました。実際に保育園では、例えば10～15人の枠の中に非定型の方や緊急一時的に入れた方など色々な枠で実施していましたが、64時間に引き下げることで非定型の週3日程度の方の枠はもう少し使いやすくなる可能性があります。それから、幼稚園等で実施する予定の「理由を問わない短時間の一時預かり」は、就労の方にはなかなか使いにくい部分があるかもしれませんが、こちらの利用に流れる可能性もありますので、実施状況を踏まえて人数の配分を変えるなど、実際に運用をしながら考えていきたいと思っています。

委 員 : ありがとうございます。ぜひ64時間の下限について、もう少し下げていただければと思います。私自身が幼稚園児の母親なので、周囲にそうしたニーズがあります。週3で働きたい人が5時間勤務だと月64時間以上にはなりません。段階的に枠を増やしていけるのであれば、時間も下げていただければと思います。

事務局 : 幼稚園に在園しているお子さんについては、現在250名の預かり保育の枠を設けていて、その他に各園で5人の一時預かりの枠を設けますので、実際には250名よりも多いお子

さんたちを預かる体制を考えています。

委員：子どもが複数いて、下の子どもを預けることができないために働くことができないという方が多いです。幼稚園では7時30分から預けることができますが、3歳児以下の子どもが預けられなくて諦めたという声も多いので、セットで考えていただきたいと思います。

事務局：ご意見は分かります。今後、施設を整備・拡充して、これから下限をなるべく引き下げられるよう努力していきたいと思います。

会長：ありがとうございます。先のご意見の「子育て・親育ち」という言葉は、保育や子育て支援における、いわゆる業界用語になってしまっていますが、日本語としては確かに馴染みのない言葉だと思います。注釈等をご検討いただければと思います。

委員：2点あります。1点目は、昨年基礎ニーズ調査を行っているので、重点施策の前に少し結果を載せると、市民の声を反映していると思われると思います。

もう1点は、40ページ以降の個別事業について、例えば各自治体の後期計画などを見ますと、個別事業に「充実」「新規」などの記載はあっても「基金」というのはあまり見かけません。市民の方にも分かりやすい計画にするためには、「子育て支援ギフトの実施」や「MY浦安（子育てポータルサイト）の充実」など新たにに取り組む事業には、「重点」と同じような形で「新規」と記載した方が親しみやすいと思います。

会長：ありがとうございます。確かにおっしゃる通りかと思います。私もいくつか自治体の事業計画を見る機会がありますが、新制度は基礎自治体の実施主体となって特色を出すということが言われています。浦安市の計画案は本当に特色があって素晴らしいので、もっと見える化した方が良いというご指摘はその通りだと思います。

委員：個別の事業について質問します。こちらに記載されていない新規事業がいくつかあるようですが、現時点で、今後追加される予定のものがあれば口頭で結構ですので教えてください。例えば、まだ具体的に決まっていなくてもいいかもしれませんが、先日の市議会では病児保育に取り組む方向だと伺いました。また、産後ケアに関しては、計画骨子案では助産師・看護師などによる支援について記載されていますが、東京ベイ・浦安市川医療センターで始まる産後ケアの記載がありません。そういった所は重点的に行われてほしい部分でもありますので、今後記載されそうなものがどういった事業であるか伺ったうえで、気になる点があれば追加で伺いたいと思います。

事務局：今回は事業精査の都合で、前回会議において示した事業と同じものを示しています。ご意見のとおり、追加で記載する事業もごございますので、追加する事業は精査を行ったうえで次回までに記載したいと思います。現段階での具体的な事業としては、今年度公開予定である「予防接種スケジュール管理アプリ」と、今年度実施することになっている「産後ケア」の2点を主に考えております。産後ケアについては、決定している範囲までの記載に留めていますので、委員がお持ちの情報に記載内容が追いついておりません。ご指摘のとおり修正を加え、次回までにお示ししたいと考えています。

委員：ありがとうございます。事業としてあってほしいものがありますので、意見させていただきます。まず、利用者支援です。現状としては子育てケアマネジャーの業務の拡

充にとっても期待をしていますが、利用者、親子が相談に行かなければ始まらないという所がやはり気になります。家庭に訪問ができる利用者支援も考えていただきたいですし、その必要性を日々感じています。施設運営をしていますが、外に出て来られる人と来られない人との落差が激しいといいますか、1歳を過ぎてやっと施設に来ることができたけれどもまだ来るのが不安だという方や、やっと来ることができたのにまた施設に来ることができない状態に戻ってしまう方などがいます。15ページを見ると、利用者支援を重点的という項目は、どちらかと言うと課題を抱えている方に対してしっかりご家庭を訪問されるのかと思いますが、事業番号11の「乳児家庭全戸訪問事業」など1回で終わるものではなく、少し幅を広く持って家庭訪問ができる仕組みを浦安市として計画の中に盛り込むことをご検討いただきたいと思います。

また、事業番号9「産後ケア事業」です。事務局からお答えがあったように施設型のものが実施されるということです。目標値は「利用者数」「実施箇所数」となっており、このような目標の設定しかできないのかもしれませんが、今回の計画では産後ケアを利用できるのは初産婦のみというのが少し条件として厳しいと思います。上の子がいる分、第2子、第3子の産後の方がより大変だという声を聞きます。対象を第2子、第3子へと広げることをここに記載してほしいところですが、記載ができなくてもそこは意識してほしいと思います。

60ページ事業番号52「子どもの自由の遊び場の整備」は、高洲地区以外に第二湾岸道路未利用地を有効活用できるよう検討されるということですが、目標値が平成31年度で1箇所となっています。できれば、平成31年度には2箇所にしてほしいと思います。さらに、先ほど意見にも出ていたように、庁内の連携がとても気になります。子育て支援を行っている団体として、こども部以外の部署の方と話す機会もありますが、縦割りだと感じる人が多いです。男女共同参画センターでも色々取り組まれていると聞きますが、正直なところ、若干場当たりの印象を受けます。やはり子育て中にはワーク・ライフ・バランスが大事ですので、こども部とは連携していただきたい。うまく連携できる仕組みができないのであれば、目標の中に盛り込むことも考えていただけないかと思います。

事務局：相談業務における家庭訪問に関して説明を補足します。15ページにある「産前・産後サポート事業」では、妊娠届を出されて第1回目の子育てケアプランを作成する際などに、継続的な支援が必要と思われる家庭へ産前・産後サポーターが出向き、保護者に寄り添った支援を行います。事業説明にはあまり詳しく書かれていませんが、ご意見の趣旨が事業として含まれているということをご理解いただければと思います。

「産後ケア事業」については、医療機関で始まる宿泊型のものについては初産婦に限定していますが、デイケア型も今後広がっていくかと思しますので、第2子、第3子をお持ちの方についてはデイケア型が対象になるかと考えています。また、宿泊型については、宿泊を受け入れられる施設が限定されているということもあるため、宿泊型をどこまで広げていくかはこれからの課題ではないかと考えています。

その他いただいたご意見については、ご意見をお預かりして調整させていただければ

と思います。よろしく申し上げます。

委員 : 36ページ、項目4の①にある「今後も公立幼稚園が段階的に認定こども園へ移行するよう検討を進めます。」という箇所、ぜひ東野地区での検討をお願いします。市民の方からの相談や子育てサロンの中でも、東野地区についてのご意見を多く伺っています。東野地区は公立幼稚園の優先区域になっている富岡幼稚園が遠いうえ、理由を問わない短時間の一時預かりや預かり保育、3歳児保育のうち、理由を問わない短時間の一時預かりしか始まっていないということもあります。

子育て相談においても東野地区の方からの声が多いと聞いていますので、東野地区の方への配慮や施設の整備などをご検討くださるようお願いいたします。

会長 : ありがとうございます。皆さまから活発に良いご意見をいただきました。それでは議事2は以上とします。

### 5. 議事3 その他について事務局より説明

事務局 : 次回会議は、12月19日（金）18：30からを予定しています。

会長 : それでは以上をもって第7回子ども・子育て会議を閉会します。